

人にも畑にも
やさしい乳酸菌

有機JAS
認証
JASOM-221101

みどり戦略
対応

バイオ
スティミュラント
資材

ジー・ク
イーサンGCK

生きた乳酸菌類の働きで、
有機物の分解を活性化。
栄養吸収を促進させ、
植物本来の力を引き出します。

1 植物性複合乳酸菌群
及び酵母類

2 肥料取締法による
分類／特殊肥料※

3 全て北海道産原材料による
自然素材製品

※国出番号:第7025号

生産者
岩田農園 岩田英樹さん

タマネギ収量が驚異の1.5倍!

タマネギ栽培を父と43年続けてきましたが、平均収量は10aあたり約3.8tでした。しかし「イーサンGCK」を育苗に使うと、10aあたり6tという驚異的な収量を記録したのです!さらに90%以上が正品だったことにも驚きました。

共同研究開発者
酪農学園大学 山口昭弘教授

天然資源を有効利用した
「環境にやさしい」製品

イーサンGCKの開発試験では、新たな発想により、山奥に自生する野草から乳酸菌や酵母などの有用微生物を効率的に増殖させる発酵条件を解明しました。天然微生物資源を有効利用した環境にやさしい製品と評価できます。

マルナカ松屋商事株式会社
〒068-0042 北海道岩見沢市北2条西10丁目3番8号
TEL 0126-23-5175 FAX 0126-23-5174
https://matsuya-s.co.jp/

松屋商事

特設ウェブサイト・ オンラインセミナーの紹介

オンラインセミナーは9/26に開催

紙面だけでなく、特設ウェブサイト(本日から)、オンラインセミナー(9月26日)も展開します。バイオスティミュラント(BS)資材は、新しい資材のため、資材ごとの説明が必要です。特設ウェブサイトでは、本特集に載せられなかった「より詳しい資材情報」を掲載しています。

9月26日には、BS資材のオンラインセミナーもライブ配信します。本特集で紹介した、農林水産省によるガイドラインの解説、JAさいたまの取り組み紹介、各資材メーカーの商品紹介をします。文章だけでは伝わらない生の声をぜひ、見て、聞いてください。

紙面に
載せられなかった
情報も!

セミナー
申し込みは
こちら



特設
ウェブサイトは
こちら



欧米におけるバイオスティミュラントの定義

EUにおける定義※1

植物または植物根圏の以下の特徴の一つ以上を改善することを唯一の目的として、製品の栄養成分とは無関係に植物の栄養過程を刺激する製品

- ① 栄養素の利用効率
- ② 非生物学的ストレスに対する耐性
- ③ 品質形質
- ④ 土壌または根圏における非可給態栄養素の利用可能性

※1 Regulation (EC) 1107/2009のCHAPTER I Article3の「Definition」を仮訳

米国における定義※2

種子、植物、根圏、土壌、またはその他の生育培地に適用された場合、バイオスティミュラントの栄養成分とは無関係に、植物の本来のプロセスを補助し、それによって栄養素の利用可能性、取り込みまたは利用効率、非生物学的ストレスに対する耐性、およびその結果としての成長、发育、品質、または収量を改善する作用を有する物質、微生物、またはそれらの混合物。

※2 「S.802-Plant Biostimulant Act of 2023」/「H.R.1472-Plant Biostimulant Act」の「Definition」を仮訳

バイオスティミュラントの
表示等に係るガイドライン本文



ガイドラインに基づく取り組み

現在、農林水産省では、ガイドラインの内容を事業者や利用者の皆さまに知ってもらうため、周知活動を行っている。BS資材の主なポイントを紹介した。詳細は、左記ガイドラインの本文(QRコード)を参照。

農林水産省 消費安全局
農産安全管理課

1画 バイオスティミュラント資材特集

THE JAPAN AGRICULTURAL NEWS

日本農業新聞

発行所 日本農業新聞
〒110-8722 東京都台東区秋葉原2番3号
www.agrnews.co.jp
2025年(令和7年)
8月26日
火曜日

近年の気候変動による高温障害や干ばつ被害などから、解決に寄与する資材として注目が集まるバイオスティミュラント(BS)。実証に乗り出すJAの動きも広がる中、農林水産省は5月にBS資材の適切な選択と使用に向けてガイドラインを策定した。本特集では、BS資材を活用する上で重要な国内の指針となるガイドラインを農林水産省に解説してもらった。また、BS資材の普及・利用に関する団体のガイドラインへの受け止めや、産地の取り組み事例も紹介する。オンラインセミナーも9月26日に実施する。

バイオスティミュラントの定義

BSの定義は、現在流通している資材の実態やイミュノントの定義を参

近年、バイオスティミュラント(BS)と呼ばれる従来の農業、肥料、土壌改良資材とは異なる新たなカテゴリーの生産資材の開発・使用が国内外で進み、異常気象や収量増加などへの対応として期待されている。

一方、BSは新たな生産資材で、その資材に効果があるのか、つまり「表示が明確になっているものもある」などが課題だ。このため、農林水産省では2月、BSの製造者や利用者など

が参画したバイオスティミュラントに係る意見交換会を開いた。この意見交換会の意見などを踏まえ、農林水産省は5月「バイオスティミュラントの表示に係るガイドライン」を公表した。

一方、BSを取り扱うに当たって特留意識すべき事項を示し、事業者の自主的な取り組みを促すとともに、使用者の目的に合った製品の選択や適切な使用を資材ごとに目的とする。

効果・使用に係る表示

ガイドラインでは、事業者が、製品の容器包装などに「バイオスティミュラントとしての効果」を表示することを記載している。また、「使用に注意すべき事項」を記載している。

農作物、土壌の機能を補助

保存版
バイオスティミュラント資材特集「ガイドラインのポイント」

- 1画 農水省のガイドラインポイント
- 2-3画 関連団体のガイドラインへの受け止め
- 4画 JAの取り組み紹介(埼玉)

本特集の広告にある資材は、各企業がそれぞれ農水省のガイドラインを確認した上で掲載しています。個別の資材について、農水省が登録や認定、推奨するものではありません。

企画・制作 /
日本農業新聞 メディアプロモーション部